

様式第2号（第4条関係）

告示第 12 号

公示送達書

高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2第1項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は、次の書類を送付した市町村において保管していますので、申出があり次第、いつでも交付します。

令和8年7月24日

和歌山県後期高齢者医療広域連合長 岸本 健

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名	備 考
後期高齢者医療保険料額 決定通知書	東野 昇	橋本市から送付

上記表中の書類は、高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、令和8年7月31日をもって送達されたものとみなされます。